



昭和56年6月1日から平成12年5月31日まで に建てられた建物をお持ちの方  
(1981年6月1日から2000年5月31日まで)

# 新耐震基準木造住宅 耐震化助成制度

令和6年  
4月開始

板橋区では、これまでの旧耐震基準の木造住宅への助成に加え、新耐震基準の木造住宅への助成を開始しました。  
地震に備え、**耐震診断・耐震補強**を行いませんか？



## 【助成メニュー】

助成内容	適用	助成率	限度額
耐震診断	一般	2分の1	10万円
	高齢者等 <sup>※1</sup>	3分の2	13万円
	特定地域内 <sup>※2</sup>	5分の4	16万円
耐震計画等		3分の2	5万円
耐震補強工事	一般	2分の1	75万円
	高齢者等 <sup>※1</sup>	3分の2	100万円

※除却(解体)・建替えは対象外です

## 【助成条件(共通)】

- ・建物用途が住宅(住宅部分の面積が1/2をこえるもの)で構造が2階建て以下のもの
- ・**昭和56年6月1日から平成12年5月31日まで** に建築された建物
- ・申請者が所有者又は2親等以内の親族で区民税等の滞納がないもの
- ・**区指定業者<sup>※3</sup>** が診断・工事を行ったもの
- ・ほかにも細かな条件があります。詳しくは区ホームページ掲載のパンフレットをご覧ください。



板橋区 木造

Q検索

!! 注意 !!

**診断や工事について、すでに契約済みのもの、終了したものは助成対象外となります。**

[裏面もご覧ください]



## ※1 高齢者等とは

65歳以上の方、障がいがある方、歩行困難な方、未就学児がいる方  
(建物所有者、または2親等以内の親族で対象建物に居住する場合に限る)

## ※2 特定地域とは

区が指定する以下の地域

大谷口周辺地域	全域	大谷口一丁目、大谷口二丁目、大谷口上町、大谷口北町、小茂根一丁目、小茂根二丁目、仲町、向原三丁目、弥生町、大山西町
	一部	大山町、大山東町、東山町、南常盤台一丁目、向原一丁目、向原二丁目
仲宿周辺地域	全域	仲宿、板橋三丁目
	一部	本町
池袋西・池袋北・滝野川地域	一部	板橋一丁目、大山金井町、熊野町
西台・若木・上板橋地域	一部	西台一丁目、若木一丁目、若木二丁目、若木三丁目、上板橋一丁目、上板橋二丁目
前野町地域	全域	前野町二丁目、前野町三丁目
	一部	前野町一丁目

## ※3 区指定業者とは

耐震に関する専門知識を持っている者として、いずれかの名簿に登録されている業者です。詳しくは区ホームページの木造住宅耐震化促進事業ページなかほどの、「助成対象となる診断士や施工業者について」の箇所をご確認ください。



### ◎ 昭和56年5月31日以前 に建てられた旧耐震基準の木造住宅

についても、引き続き助成を行っています。

詳しくは区ホームページをご覧ください。



### 【問合せ先】

板橋区 都市整備部 建築安全課 建築耐震係

☎3579-2554 平日9時～17時まで(12時～13時を除く)

板橋区板橋二丁目66番1号 板橋区役所 北館5階 ⑪番窓口